

議案第 6 8 号

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 1 2 月 5 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年日出町条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項右欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同表の 5 の項を削り、同表中 4 の項を 5 の項とし、同表の 3 の項右欄を次のように改める。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 障害者関係情報であって規則
で定めるもの |
| (2) 罹災証明書関係情報であって |

規則で定めるもの (3) 療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次の1項を加える。

2 町長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による罹 ^り 災証明書に関する情報(以下「罹災証明書関係情報」という。)であって規則で定めるもの
------	--	--

別表第2の14の項右欄第2号中「生活保護関係情報」を「生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)」に改め、同欄第5号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)」に改め、同表の15の項右欄中第2号を第5号とし、第1号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の15の項右欄に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第２の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。